

## 平成 23 年 第 3 回定例会での一般質問と答弁

○ 17 番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号 1、発達障害者（児）の早期発見・療育から自立・就労までの一貫した支援について伺います。

東日本大震災から 6 カ月がたとうとしています。避難者数は全国で 8 万 3,000 人を超えているという発表がありました。障害を持つ方々には避難生活においても公共の支援が必要ですが、平等の支援を建前に行政の対応はおくれており、民間団体やボランティアが支援に奔走していますが、個人情報保護法の壁が厚く、助けを求めながらも声に出せない障害者を探すことが大変困難であるとの報道がありました。発達障害は、早期発見・早期療育により自立・就労の可能性が高まります。その意味から、市長が「福祉と教育の部署で連携を図りながら、発達障害者支援センターを設置し、早期発見・早期療育につなげてまいります」と所信表明されたことを高く評価するものであり、大いに期待するものであります。発達障害者（児）には、早期発見・早期療育から学校教育を経由して自立・就労までの一貫した支援が必要であり、その実現には、福祉部と教育委員会の関係部署が緊密かつ継続的に協議・連携することが必要不可欠であると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 発達障害者（児）への支援といたしましては、早期発見から早期療育につなげるため、保健・子育てなどの福祉の部署や医療・教育の部署との連携を図りながら、乳幼児期から就学期までの支援が必要であると考えております。このため、御質問のとおり、福祉部・教育委員会などの関係部署が緊密かつ継続的に協議・連携することが必要不可欠であると考えておりますので、発達障害者支援センターの設置・運営に際しましては、一体的な運営が可能となるよう、十分配慮してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 発達障害者支援センターの設置・運営につきましては、福祉部・教育委員会などの関係部署が緊密かつ継続的に協議・連携する一体的な運営を目指すとの御答弁でございました。

私は、発達障害の早期発見・早期療育から就学期の支援に関する施策を調査するために、本年 7 月に長野県駒ヶ根市と足立区を視察させていただきました。また、昨年 2 月には、同じ目的で、茨城県水戸市を視察しております。これらの視察を通じて、子供に関係する部署が緊密に連携することが重要であることを学びました。

駒ヶ根市では、特区制度を活用して、子供に関係する部署を子ども課として一元化されておりました。子ども課というと、小さな組織のように思いますが、正規職員 100 名、嘱託職員や臨時職員などを合わせますと 200 名になり、保育園、幼稚園、小中学校、障害者、そして教育相談、保健指導に関することなどを事務分掌としておられますので、本市に置きかえますと、学校教育課と指導室と子育て支援課と障害福祉課と健康課を一つにしたような組織であります。駒ヶ根市では、5 歳児健診による早期発見から早期療育を行い、就学期の支援につなげる組織として、円滑に運営されていると思いました。

水戸市では、教育委員会の中に水戸市総合教育研究所を設立し、学校教育における課題の把握や、充実を図るための事業や、放課後児童対策事業などを実施しておられました。そして、この教育研究所が保健センターや療育センターと連携して、発達障害の早期発見・早期療育から小学校への移行支援に取り組んでおられました。また、水戸市においては、保育園や幼稚園の5歳児を対象に発達障害相談員による巡回相談を行ったことにより、担任等から保護者自身に気づきを促す言葉かけがしやすくなり、療育相談や通級による療育につながるケースがふえたということでございました。

足立区では、「障害福祉センターあしすと」が、発達障害者（児）支援事業として、保育園・幼稚園を対象とした発達障害に関する専門研修や、臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士などの専門職を保育園・幼稚園に派遣し指導・相談などを実施するなど、4歳児を対象とした発達障害の気づきの仕組みづくりに取り組んでおられました。その後は、教育委員会が、あだち5歳児プログラムと小学校スタートカリキュラムの組み合わせにより、小1プロブレム対策も含めた、途切れのない支援の仕組みをつくるためのモデル事業を進めておられました。

これらの先進自治体では、乳幼児期から就学期までの子供の発達障害に関係する部署が緊密に連携して、さまざまな施策を実行しています。これらの組織を参考に、本市の組織に当てはめてみますと、発達障害者支援センターと教育センターと保健センターが連携するような組織が考えられます。組織的に、そして物理的にさまざまな困難があるとは思いますが、できれば連携するメンバーが同じフロアで仕事ができる環境が望ましいと考えます。

昨日の佐脇議員に対する御答弁の中で、高橋市長が市職員時代に障害福祉に携われた話を聞いておまして、私の市議会議員1年目の出来事を思い出しました。障害児の自立や就労への行政からの支援について、行政の担当者に話を聞いてほしいとの保護者の依頼を受けまして、当時の高齢障害課長であった現在の小島教育長と高齢障害課の係長であられた高橋市長に長時間にわたり丁寧に話を聞いていただく場を設けていただいたことがありました。高橋市長が発達障害者支援センターの設置を選挙公約に掲げられ、所信表明されたときに、障害児の保護者の皆様は大変喜ばれました。また、昨年小島教育長が誕生したときには、福祉に造詣が深い方なので、きっと知的障害や発達障害児の特別支援教育が充実するだろうと期待される声を多くの方々から伺いました。

ところで、脳科学者の茂木健一郎氏は、「第三文明」の9月号において、読者からの質問への回答の最後のところで、「発達障害をどう考えるかということは、脳の個性にどのように向き合うかという問題であるとも言えます。「みんな違ってみんないい」と本気で信じていることができるかどうか。一見困ったことのように見える個性の中にも、思わぬ宝物が潜んでいるかもしれない。「宝探し」をするつもりで、辛抱強く一人一人のお子さんに寄り添っていくことが大切なのです」と述べられています。

私は、発達障害のある子供たちの保護者の皆様からさまざまな御相談を受けておりますが、我が子の発達障害については、保護者自身もなかなか認めたくないとの思いが強いようであります。保護者自身が発達障害に気づくことができること、そしてその事実を速やかに認めることができることで早期療育が行われること、その後は小学校への移行支援に途切れるこ

となくつなげることが可能となるような組織や仕組みを構築することが重要であると考えます。

さて、福祉と教育の関係部署が連携する発達障害者支援センターの設置を所信表明されました市長のこの事業に取り組みられる御決意を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 市長（高橋勝浩君） 今回この課題について最重要課題に取り上げたという経緯につきましては、昨日も御答弁差し上げたとおりでございますけれども、一見何の障害も見てとれない方が、実際には落ちつきがなかったり、座ったまま授業を受けることができなかったり、そういったさまざまな課題がありまして、協調性がなかったり、すぐに友達とトラブルになってしまうといった問題を踏まえて、その原因はもともと親のしつけにあったのではないかと、あるいはお子さん本人にも問題があるのではないかと、さまざまに親子ともども課題を抱えている。そういった方たちに対して従来十分な支援をする組織・仕組み・機能というものがなかったということがございました。ぜひとも、これまでの政策課題の中でも空白地帯でもありまして、またサービスの提供できる十分な組織がなかったということがございます。これを今回ぜひとも形として実行したいということでございます。具体的な時期についてはまだお約束はできないわけでございますけれども、早急に発達障害者支援センターで、どういう組織立てをして、どういう場所でどのようなサービスができるか、また教育と福祉の具体的な連携についても、どのようにその壁を取っ払うことができるのかということを含めて検討しながら、その事業の実施に向けて、店開きもなるべく早期に行えるように頑張りたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 市職員時代に5年間、障害福祉に携わられただけに、しっかりと現状を把握されて、課題もしっかり把握されておられまして、早期に実現されるということでございますので、大いに期待いたしております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。項目番号2、学校図書館教育についてでございます。

(1)、学校図書館の機能・役割に関する認識について。

①、児童・生徒の読書センター及び学習・情報センターとしての機能について、市の認識を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館は、学習指導要領に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と、その教育的役割が記述されております。こうした役割を実現するためには、学校図書館を活性化させ、読書センターや学習・情報センターとして機能させていく必要があると認識しております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校図書館を活性化させ、読書センターや学習・情報センターとして機能させていく必要があると認識されていることを確認させていただきました。

た。

次の質問に移ります。②、教員の授業改善や資質向上のための支援機能について、市の認識を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） いわゆるOECDの実施している国際的な学力調査結果などで広く指摘されているように、情報を読み解いたり、目的に応じて再構築したりする力を高めるための授業改善や教員の資質の向上が現在求められています。その一助として、学校図書館は、児童・生徒が授業で多くの書籍や資料を調べたり、テーマに沿った資料や書籍を比較検討したりする授業を支援したりする役割を担う一方で、教員の教材研究や資料収集などにおいても教員を側面から支援するなどの機能も期待されているととらえております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校図書館には授業の支援や教員を側面から支援する機能が期待されているとの御答弁でございました。

次の質問に移ります。③、教員と学校図書館司書の連携によるコラボレーション授業について、市の認識を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館司書と担任や教科担任による授業の実施によって、それぞれの役割分担によるチーム・ティーチング授業や協力体制を築いた授業など、指導形態を工夫した学習や学校図書館の利用指導など、これまでも増して子供たちの学習活動の質を高める授業が可能になると考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） コラボレーション授業といいますのは、そういう授業をやられているということ伺いまして、私が荒川第三中学校を視察させていただきまして、内容も詳細に伺ったのですけれども、本当にすばらしいと思って今回も市の認識を確認させていただいたわけでございます。今の御答弁で、コラボレーション授業の持つ大きな可能性に期待しておられるということでございますので、次の質問に移ります。

④、児童・生徒の「心の居場所」の提供について、市の認識を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 近年、学校図書館は、心のよりどころや「心の居場所」としての役割も注目され、じっくりと本を読みふけったりすることもその機能の一部と考えられております。そのためには、落ちついた雰囲気を維持できるように努めたり、可能な範囲で開館時間をふやすなどの環境整備や、学校図書館司書からカウンセラーに相談をつないだりすることなども必要に応じて配慮していくよう、配置校を指導しているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 当然、「心の居場所」の提供となりますと、人がいなければできないということで、まずは今回のモデル校2校について、どのようにされているか、どういう認識かということでお聞きしたわけでございますが、今の御答弁で、学校図書館の

一つの機能として認識されていて、具体的に司書の配置校には既に手を打たれたという御答弁でございましたので、今後もしっかりとやっていただきたいと思います。

⑤、家庭・地域における読書活動の支援について、市の認識を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 稲城市の学校図書館が将来において家庭や地域の読書活動を支援するために、その役割として、就学前の子供たちやその保護者の学校図書館への訪問などを企画できればと考えております。その一方で、保護者や地域の方々がより一層学校への参画を強め、学校の教育活動の充実に御協力いただけるように、啓発や研修などの機会を充実させていきたいと考えているところです。

○ 17番(大久保もりひさ君) 保護者や地域の方々にさらに協力していただけるように、啓発や研修を実施したいという御答弁でございました。よろしく願いいたします。

以上5つの視点から学校図書館の機能・役割に関する認識について伺いました。すべてにおいて大変前向きな認識を持たれているという印象を持ちました。これらの御答弁を踏まえまして、次の質問に移ります。

(2)、モデル事業の現状と課題について伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 学校図書館の活性化を図るためのモデル事業は、現状では、向陽台小学校と稲城第三中学校を指定校として、自校の学校図書館の充実を図る一方、その成果を他の小学校・中学校に広め、各教科指導と連携した実践などのモデルを示せるよう進めているところです。この間の成果としては、既に申し上げたとおりでございますが、途中経過ではありますけれども、児童・生徒の学校図書館の利用率の向上や、貸し出し冊数も増加する傾向にあります。また、視覚的に学校図書館全体の利用しやすさを考えた配架の工夫や、季節や行事などに応じた推薦本コーナーができるなどの改善が図られているところです。

課題といたしましては、より利用しやすい環境整備や、貸し出し・返却・検索などの効率化が図られればと考えているところです。

○ 17番(大久保もりひさ君) モデル校である向陽台小学校と稲城第三中学校における今後の課題として、1点目が、より利用しやすい環境整備であり、2点目が、貸し出し・返却・検索などの効率化を図ることであるという御答弁でございました。この御答弁を踏まえまして、次の質問に移ります。

(3)、今後の学校図書館司書配置事業について伺うものであります。

①、配置校の拡大について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 学校図書館司書の配置校数の拡大についてでございますが、既に申し上げたとおりのところでございますが、さらに学校側の受け入れ体制の整備ということも進めながら、第四次稲城市長期総合計画の期間で順次全校に拡大していきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今後導入していく学校の受け入れ体制の整備を進めることが必要であるとの御答弁でございました。確かに、建てかえや大規模改修が予定されている学校におきましては、整備が完了しなければ受け入れることができないことは理解できますが、それ以外の学校においては、学校長や教員の方々の学校図書館や司書に対する理解があれば、受け入れることが可能ではないかと考えます。また、すべての学校に司書を配置する期間につきましては、稲城らしい学校図書館教育の方針や方法などが決まれば、速やかに全校に配置するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 例えば、学校長や司書教諭が学校図書館司書と連携する必要性を十分理解していたり、学校図書館の利用や指導の計画が整備されていたりなど、配置の前提となる学校の受け入れ体制が十分整備されているということが、学校図書館司書の配置の前提になってくると考えております。また、学校図書館司書の方の人選につきましても、単に司書の資格を持っていらっしゃるというだけではなくて、児童・生徒の指導を直接担う立場であるということから、慎重に行う必要があると考えておりますので、可能な範囲で早く全校配置を実現していきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 御答弁いただきましたように、学校図書館司書が単に資格を持っているだけでなく、稲城市が求める人材であるということも大変重要なことであると思います。稲城市の学校図書館司書に適した人材が応募してくださるような環境や条件を整えていただき、一日も早い全校配置が実現することを期待しております。

②、配置日数の拡大について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館の活性化を図るために、学校図書館司書の配置日数については、週の配置日数を3日から5日にふやしたところですので、さらなる拡大については、配置校の検証をしながら、長期休業中の開館の効果なども含め、今後検討していきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 先進学校図書館として、荒川区立第三中学校と狛江市立緑野小学校を7月に視察させていただきました。また、他の先進自治体の調査も行いました。これらの自治体では、1週間の日数は5日間が多く、1日6時間以上の配置が行われておりました。長期休業中も開館されているところが多く、年間の配置日数は250日～260日の自治体が多くございました。配置校の検証をしながら学校の長期休業中の開館の効果なども含めて今後検討するとの御答弁でございましたが、先進市同様に取り組んでいただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現状では、まず年間の授業日での全校への配置を少しでも早く広げていきたいと考えております。その次の段階として、長期休業中などの開館や貸し出しなどについて、教員やボランティアの方の活用も進めながら、学校図書館司書の配置に

についても検討していければと考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） まず第1段階として全校配置を進めて、第2段階として配置日数の拡大を考えているとの御答弁でございました。私は、できればその両方を並行して進めていただきたいと思いますと考えますが、これ以上質問いたしましても同じ回答が繰り返されるだけであると思いますので、今後の拡大について、しっかりと注視させていただくことにしたいと思います。

③、雇用条件の改善について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館司書の雇用条件については、時間単位 1,070 円ということになっております。この取り扱いについては、他の地域との比較や職務内容などを考慮しておりますが、今後、他の地域の雇用方法や賃金、職務内容に変化などがあれば、必要に応じた検討を行いたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 必要に応じて検討するという御答弁でございました。今、雇用条件として時間単価を取り上げられたわけですが、そのほかに待遇や社会保険、健康診断、交通費の支給など、雇用条件としては多岐にわたると思います。これらの雇用条件は、学校図書館司書の職務内容が明確にならなければ決定することができないと思いますので、先進自治体の職務内容を調査していただき、適正な雇用条件に改善していただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 教育委員会といたしましても、すぐれた学校図書館司書の方に稲城市の小中学校で継続的に働いていただけるよう、今後も先進地域の実態をよく研究していきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今御答弁いただきましたように、すぐれた学校図書館司書の方に継続して働いていただける環境を整えるということが大変重要であると考えます。財政的に厳しいという理由で学校図書館司書の勤務環境や雇用条件の改善が図られないということがないように、今後の予算編成を厳しく見きわめてまいりたいと思います。

次の質問に移ります。④、研修による資質向上について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館司書の方は、既に専門性やその職務に対する適性がある方ではございますけれども、配置校の増加を踏まえ、各学校の司書教諭や図書館の担当の教員、またボランティアの方々などと一緒に研修したり、情報交換を行ったりする機会が持てるよう考えていきたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 大変前向きな御答弁をいただきました。よろしく願いいたします。

⑤、教職員との打ち合わせや連携について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 学校図書館司書が授業の事前打ち合わせを教員と行ったり、連携を図ったりすることで、円滑な授業や工夫のある授業ができるものと考えております。また、必要に応じて校内の会議に出席したり保護者会に出席したりする一方で、学校図書館だよりで保護者の方などに情報提供することなども考えられると思っております。

○ 17 番(大久保もりひさ君) 御答弁では、司書と教員の事前打ち合わせと連携、校内の会議や保護者会への出席、保護者への情報提供などが考えられるということでした。まずはそのとおりにモデル校から実施していただきたいと思っております。

他の自治体において、学校図書館司書として勤務されている方々にお話を伺いましたところ、職員室にデスクを置いていただき、職員会議に出席させていただいている学校では、学校経営や学級経営と児童・生徒の状況や課題がしっかりと把握できるので、教員との連携はもとより、学校図書館を活用した教育の方向性や役割などを適切に決定することができるということでした。モデル校においてもそのような対応がとれるように、教育委員会としてサポートするべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 既にモデル校では、教職員との人間関係が深まり、連携や児童・生徒への指導の成果が上がってきておりますので、さらに充実させるために、職員室での座席の配置や、必要な会議などへの出席ができるよう、各校長などに働きかけていきたいと考えております。

○ 17 番(大久保もりひさ君) モデル校の校長先生に働きかけてくださるとのこと、大変ありがとうございます。よろしく願いいたします。

⑥、教育委員会を中心とした支援について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 今後、学校図書館司書の配置校が増加する中で、各学校の学校図書館の一層の整備を支援することは、教育委員会の学校支援の一つの柱になると考えております。蔵書整備を進める一方で、例えば教育委員会の支援としては、指導主事が各学校を訪問して、学校図書館司書の日常業務と教員の授業の構想を結びつけたり、教育課程の実施や編成上の課題を解決したりするほか、教育センターに学校図書館の支援の拠点をつくらせたりすることなどが考えられると思っております。

○ 17 番(大久保もりひさ君) 大変前向きな御答弁をいただきました。よろしく願いいたします。

(4)、今後の学校図書館の物的整備について伺います。

①、新設校や大規模改修校における学校図書館の配置場所や機能などについて、市の見解を伺います。



○ 教育部長（川崎寿治君） 第四次稲城市長期総合計画において予定している小中学校大規模改修等事業や（仮称）南山小学校建設事業のうち、新築や建てかえを行うものについては、学校図書館の配置場所や機能も含め、地域の実情等を踏まえつつ、今後、基本設計などの中で検討してまいりたいと考えております。なお、大規模改修を行うものについては、施設・設備の更新を中心とした改修となりますので、教室の配置がえなどについては、一定範囲を想定しております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校図書館は、例えば1階の昇降口の近くとか、児童・生徒が利用しやすい場所に配置されるような配慮をお願いしたいと思います。今後は基本設計の中で検討するとの御答弁でございましたが、学校図書館教育の重要性を理解されている方は検討メンバーに入っておられるのでしょうか。検討されるメンバーや手順などについて伺うものであります。

○ 教育部長（川崎寿治君） 第四次稲城市長期総合計画において予定している小中学校大規模改修工事事業のうち、第一小学校につきましては、第1期棟と第2期棟について建てかえを予定しております。現在の図書室は第3期棟でございます。そういう点では、今後の基本設計などの中で、どこまで対応が可能か、検討を行い、原案を学校や保護者等にお示しする中で、御意見を伺ってまいりたいと考えております。また、新設の（仮称）南山小学校につきましては、庁内に（仮称）南山小学校建設関連事業調整会議を設置し、関連事業などとの調整も図りながら進めておまして、メンバーには指導室長なども加わっております。今後、地域の実情などを踏まえつつ、基本設計などを行い、原案を市議会を初め市民に公表してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 詳しく御説明いただきました。そのとおりに進めていただければと思います。

②、学校図書館図書標準を達成した上での図書の整備について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（川崎寿治君） 本市における学校図書の整備につきましては、さきにお答えいたしましたとおり、充足状況に応じ、学校配当予算のうち一定割合を図書購入費に充てることをルール化するなどにより、充実に努めているところでございます。また、平成22年度予算では、住民生活に光をそそぐ交付金を導入し、「稲城の子どもに読ませたい本100選」を中心とした学校図書の整備を図り、質的向上にも取り組んでいるところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 小中学校等における図書整備の目標である学校図書館図書標準を達成した全国の小中学校の割合が、平成21年度末現在で5割程度にとどまっているとの文部科学省の発表がありましたので、本市の状況について質問したものでございます。先ほどの御答弁では学校図書館図書標準との関係がよくわかりませんでしたので、確認させていただきたいのですが、本市においては、文部科学省が平成5年3月に公立小中学校に対

して、学校図書館が整備すべき蔵書数を学校規模に応じて定めた基準である学校図書館図書標準を常に満たして、そして平成 22 年度予算では住民生活に光をそそぐ交付金を導入し、さらに質的向上に取り組んだということでしょうか。伺います。

○ 教育部長（川崎寿治君） 大変わかりにくいということで、申しわけございませんでした。本市では、学校に配当している教育振興費の消耗品等のうち、原則的には 13.5%を図書購入費に充てることになっております。ただ、学校図書館図書標準による冊数を 100%満たしている学校につきましても、同様に 10%以上は図書を毎年購入しなさいというルールをつくっているところでございます。しかしながら、例年、図書整理に伴い、前年度の購入冊数を上回る廃棄冊数が出た場合は、標準冊数を下回る学校が生じるという結果になります。こういう学校につきましても、標準冊数に達するよう、別枠予算を設けるという中で計画的に整備を図っているところでございます。なお、今回の交付金を導入した取り組みは、蔵書数が学校図書館図書標準による冊数を上回る学校も含め、質的向上を目的にした予算措置を行ったものでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校図書館図書標準を満たすために、国としては年間 1,000 億円程度補助金を用意しているわけですので、本市においてはそれもうまく活用されており、今年度の実績を見ましても、しっかり予算をとられているのは存じ上げておりますが、今言われたように、廃棄冊数が多くて、極端に図書標準を下回るということがないように、その辺は学校現場としっかり連携して、図書標準は満たしていきながら、さらに中身を充実させていくということを教育委員会として進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

③、学校図書館司書配置を生かすための書架や備品の整備などについて、市の見解を伺います。

○ 教育部長（川崎寿治君） 学校図書館の書架や備品につきましても、これまでも、学校に配当する運営費の予算のほか、必要に応じ別枠で備品購入費を配当し、整備を図っております。今後につきましても、同様の措置を講じてまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 御答弁いただきましたけれども、確かにこれまでは、必要に応じて別枠で備品購入費を配当するという考え方でよかったのかもしれませんが、学校図書館司書を配置するモデル事業を行っている学校におきましても、学校図書館の充実という今までと違った視点で、書架や備品の見直しが行われることになると思います。今後、教育委員会におかれましては、稲城らしい特色ある学校図書館教育を行う上での必要に応じた書架や備品の配置を行うという考え方に切りかえていく必要があると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長(川崎寿治君) 先ほど来出ておりますけれども、第四次長期総合計画の中で、全校に学校図書館司書を配置させるということにおきましては、大変有効であるというところがございます。そういう点では、司書との連携を図り、また学校との連携を図り、図書の整備のほかに書架などの配置について検討し、また工夫するという中では、予算を設けてまいりたいと考えております。

○ 17番(大久保もりひさ君) よろしく願いいたします。

④、児童・生徒への図書の貸し出しや蔵書の管理などを行うためのパソコンとバーコードリーダーなどの導入について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) さきに申し上げたとおり、蔵書管理や貸し出しの効率化を図る必要から、既にバーコードは図書購入時に準備しており、今後、管理用のパソコンの配置などを含め、学校図書館の一層の利用促進や活性化を図るための環境整備を順次進めていきたいと考えております。

○ 17番(大久保もりひさ君) 環境整備を順次進めてくださるとのこと、そのとおりに進めていただければと思います。

(5)、稲城らしい、特色ある学校図書館教育について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 稲城市立小中学校では、これまで、授業や学校行事など、多くの場面で地域とのつながりや連携を大切にできております。各学校図書館においても、多くの保護者の方や地域の方が読み聞かせボランティアや本の整理・補修などで学校を支援してくださっておりますので、そうした地域との関係を今後も大切にしながら、学校図書館司書の専門性を活用した学校図書館教育を実施できれば、稲城ならではの学校図書館教育が構築できるものと考えております。

○ 17番(大久保もりひさ君) 学校を支援してくださっている保護者や地域の方や読み聞かせボランティアの方々と学校との関係を大切にしながら、学校図書館司書を活用した学校図書館教育を実施することで、稲城市ならではの学校図書館教育が構築できると考えとの御答弁でございました。確かにそのとおりであると思います。ただ、学校図書館教育をどのように位置づけるかということは、今後の稲城の教育の方向を決定づけると言っても過言ではないと考えますので、稲城らしい、特色ある学校図書館教育に取り組まれる市長の決意を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 市長(高橋勝浩君) これは学校図書館あるいは稲城の教育という範囲に限らず、稲城全体の稲城らしさという部分につきましては、何度もお話をしているとおおり、私は稲城の人間力・地域力なのだろうと思っております。それを構成するのは人そのものでありまして、人と人とのつながり、そのきずな、都市化する中でもまだまだ稲城市はそれを保っている、また新たなまちにおいても新たにそれが創出されているということであろうかと思ってお

ります。まさに稲城の誇れる地域力、これを学校現場、また学校図書館の現場におきましても有効活用ができるように、私も教育委員会を側面から支援していきたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 市長の力強い、支援するというお言葉、ありがたく承りました。よろしく願いいたします。

項目番号 3、学校教育を支援する組織の強化について伺います。

(1)、学校教育を支援する組織の現状と課題について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現状では、学習指導要領の改定や教員の世代交代などに伴い、学校支援のニーズはさらに拡大しており、解決策の提示や学校経営の改善の助言など、そのためのカリキュラムの改善などについても支援が必要です。教育委員会が今後よりよく学校を支援するためには、多岐にわたる課題に即した各課の連携や効率化を図る必要があると考えております。特に学校教育に直接かかわる学校教育課と指導室、また関係各課との職務を整理し、効率的な学校の支援ができるように努めております。また、専門的で継続的な学校支援を今後さらに充実させる必要から、事務分掌の見直しも必要だと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今、課題としては、事務分掌の見直しも必要であるという御答弁でございました。私は、事務分掌の見直しとあわせて、組織の改編も必要であると考えております。学校教育課の学務係の事務のうち、指導室に関係のあるものを指導室に移して、そして指導室に課長級の方を配置するべきであると考えます。組織や人事に関することとございますので、市長の御見解を伺うものであります。

○ 市長（高橋勝浩君） この課題につきましても、学校教育を取り巻くその問題だけではなくて、平成 23 年度から第四次長期総合計画がスタートし、それに対応しながら、また市役所の組織も一部手直しをしなければいけない課題もあります。また、昨今の新しい課題としては、防災面といったものも一部手をつけていかなければいけないだろうということがございまして、来年の 4 月あるいは近いうちにということで、組織改正について検討を開始しているところでございますけれども、今回のこの課題についても、長年の問題点はあるかと思っております。学校教育を取り巻く組織立てについても、その一つの組織改革・組織改正の議論の中で一緒に検討してまいりたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

次に移ります。(2)、特別支援教育を支援する組織の現状と課題について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 稲城市の特別支援教育は、第四次長期総合計画にも位置づけられ、充実の方向にあります。現状では、就学前と就学後の担当課が 2 課にまたがっており、保護者の方からも、1 度の相談で一貫した支援が可能になるようにとの要望も伺っております。そのためには、学校に就学する前の就学相談を充実させる一方、就学前の機関と連

携して、障害のある幼児の支援ニーズを把握するとともに、医療や発達、教育などの専門的な見地から、継続的に学校や教員を支援できる体制づくりが必要だと考えております。今後、教育センターなどにそうした機能が集約できればと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 特別支援教育につきましては、第2回定例会の一般質問でも申し上げましたように、ニュータウン地域への知的障害固定制の特別支援学級の配置と、小学生を対象とした自閉症・情緒障害固定制の特別支援学級の設置が、早急に実現しなければならない課題であると考えております。そして、これらの特別支援学級の設置とともに早期に実現しなければならないのが、特別支援学級や学校、児童・生徒や保護者を支援する教育委員会の組織体制の強化であります。

視察させていただきました水戸市や足立区におきましては、教育委員会の中に就学前児童の支援を行う機能を持たせることにより、就学前と就学後の一貫した支援を行っておられました。今後、教育センターなどにそのような機能を集約したいとの御答弁でございました。まさに我が意を得たりとの思いでございます。早期に実現していただきたいと思いますが、今後のスケジュール等をお聞かせいただけますでしょうか。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現在のところ、設置予定であるふれんど平尾の改修とあわせまして整備を進めていければと考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

(3)、特別支援教育や学校図書館教育など、学校教育のさらなる充実を図るために、教育委員会に指導主事等を増員し、学校訪問の頻度を上げて、現場の声を的確に把握し、指導・助言を行うことができる組織に強化するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現在のところ、学校訪問などを有効に活用して学校の現状の把握などを行っており、稲城市の各学校はおおむね落ちついた状況にございます。しかし、ますます学校教育の課題が複雑化し、解決にスピードが要求される中で、教育の専門的な指導ができる指導主事の質と量の確保は、検討に値することだと考えております。今後、教育センターや教育相談所などの充実も視野に入れながら、課題を整理していければと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 私の提案につきましては、検討に値するとの御答弁でございました。

これまで私は、特別支援教育と学校図書館教育に関する先進自治体への視察を数多く行ってきました。日野市では、特別支援教育を専任する部署を教育委員会の中に設けておられました。鳥取県米子市では、市の予算で指導主事を1名増員して、特別支援教育と学校図書館教育を担当させておられました。23区においては、多くの区で特別支援教育や学校図書館教育に関して専門的に指導・助言する組織や担当職員を配置されています。本市の指導室の

体制ではオーバーワークであることが明らかであると思いますので、早期に市の予算による課長級の指導主事などの増員を行うべきであると考えます。組織や人事に関することでございますので、市長の御見解を伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 今お申し出のとおり、その職の重要性、また業務の繁忙等を検討いたしますと、そのような課題があろうかと思えます。一方で行革との関係、また単純に業務がふえるからと人をふやせば、その分歳出もふえてしまうということもございまして、職員の適正配置の問題といったものも絡めて検討していかなければいけない部分であろうかと思えます。御指摘いただいているとおり、現状では学校への指導や支援の充実に向けまして、都内各自治体では課長級等の配置がされているということも事実でございましょうから、その辺の役割や配置についても十分研究するように、また実際に検討するように、既に教育委員会のほうには指示を出しているところでございましてけれども、今後、行革との絡みも含めて、しっかりと検討していきたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

最後の項目番号4に移ります。既成市街地の土地区画整理事業地以外の地域における公園整備について伺うものであります。公園に対する市民のニーズは、従来のコミュニケーションとレクリエーションの機能に加えて、防災や高齢者の健康維持の機能など、多様化するとともに、強くなってきていると考えます。ニュータウン地域に比べて極端に公園が少ない既成市街地内の土地区画整理事業地以外の地域においては、市民のニーズにこたえるために、新たな公園を整備する必要があると考えます。

(1)、新たな公園の整備に取り組む市の姿勢を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 既成市街地の土地区画整理事業地以外の地域は、民間の開発事業により帰属された公園や、土地所有者の御厚意によりお借りしているちびっ子広場が配置され、公園と同様の役割を果たしております。現在この地域に新たな公園整備の計画はございませんが、多様化する市民ニーズにこたえるため、適切な公園配置のための方策が必要であると考えております。また、今年度実施しております緑の基本計画の改定作業の中で、新たな公園整備の必要性について、自然環境保全審議会の御意見等もお聞きしながら、公園配置方針を策定してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 自然環境保全審議会の御意見を聞いて公園配置方針を策定したいとの御答弁でございました。8月31日に開催されました自然環境保全審議会ではどのような御意見が出たのでしょうか。そして、本市の公園配置方針は策定されたのでしょうか。伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 自然環境保全審議会の中でも、多摩ニュータウンとか土地区画整理事業区域内には計画的に公園が整備されておりますけれども、なかなか既成市街

地には公園が少ないため、避難地とか防災上の観点からも、適切な配置方針を望むという声が出ておりました。8月31日の審議会のときには、その最終の提言のまとめをいたしまして、今月末か10月に審議会を開催いたしまして、市に提言書が出されてまいります。市でもその提言書を受けまして、庁内で既成市街地における公園配置方針の策定を検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

②、新たな公園を整備するためには、借地公園事業が有効であると考えます。

①、市の認識を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 借地公園制度は、都市公園などの整備について、公園管理者が土地所有者との貸借契約により土地を公園として借り受ける制度で、複数の市で行っております。この制度は、500平方メートル以上、20年以上の土地貸借契約を結んだ場合、相続税が課税上4割評価減になるなど、土地所有者にもメリットがあり、土地の購入費がなくとも一定期間公園用地を確保することができる制度であると市でも認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 借地公園事業が有効であるとの認識を確認させていただきました。

②、取り組む際の課題について伺うものであります。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 借地公園制度に取り組む課題としましては、借地期間が20年となり、長い期間土地の制約を受けるため、土地所有者の御理解が得られるかが課題となってまいります。また、借地公園として開園するに当たり、遊具や照明、水飲み場などの施設整備が必要となってまいります。いずれにしても課題がございますが、防災や高齢者の健康維持の機能などの市民ニーズにこたえるため、公園の計画がない地域には、借地公園制度など、新たな公園整備の方策について、自然環境保全審議会の御意見などもお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、公園整備の手法を学ぶために、7月15日に横浜市に伺いました。横浜市の都市公園の整備は、土地を購入するか、借地をするかということが基本になっていました。借地公園の手法を取り入れているのは、短期間に多くの土地を購入することは財政負担が大き過ぎるので、地主さんと話し合っ、地主さんの事情が許す限りは借地をさせていただいて、相続等で購入してほしいと希望されたときには購入するという考え方を基本として都市公園整備を行っているということでした。本市におきましても、既成市街地の土地区画整理事業地以外の地域における公園整備を進めるに当たって、土地を購入することができればベストでございますが、財政が許さなければ、借地方式を併用してでも公園整備を進めるべきであると考え、質問させていただきました。

さて、そこで大事なことは、言うまでもありませんが、市民ニーズにこたえるために、ど

の場所に公園を整備するかということでございます。既成市街地の土地区画整理事業地以外の地域では、どの場所においても公園は大変少ないわけですので、公園を整備することにつきましては多くの市民の理解が得られると思いますが、その場所の選定につきましてはしっかりと検討・協議する必要があると思います。また、公園用地を購入し整備するには、財源を明確にして、市民の理解を得なければなりません。自然環境保全審議会の皆様の御意見を伺いながら検討されるということですが、第2回定例会の一般質問に取り上げました矢野口の下塚戸ちびっ子広場のように、公園整備の要望を出されている市民の声や、土地所有者のお考えを聞いていただき、新たな公園整備の方策を決定していただき、速やかに公園整備に取りかかっていたいただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 自然環境保全審議会の御意見や、公園整備の要望を出されている市民の声をお聞きしながら進めてまいりますけれども、まずは土地所有者の御意向をお聞きすることが大変大事だと思っております。いずれにしましても、自然環境保全審議会の提言を受けまして、既成市街地における公園整備について、長期間公園が利用できる方策について、検討してまいりたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。